

川上ダムに関する「公開質問状」に対する「回答」への意見書

伊賀の水と緑を考える会

伊賀の水と緑を考える会が、平成 16 年 5 月 21 日付で三重県知事、伊賀 6 市町村長、吉川実・岩田隆嘉・田中覚各県議、以上 10 者に対し「川上ダムに関する公開質問状を」提出していました。

これに対し、知事は官僚文書そのもので（案）という字を消さず残したまま送ってきました。

6 市町村長は、連署公印で回答、合併協定書にて新市における三重県の施策として「川上ダム建設に伴う関連事業の推進」を新市建設計画に位置づけているという理由で、川上ダムは必要と強弁しています。

県議の吉川氏と岩田氏は理由もなく連名で回答、ダム必要としています。田中氏は回答していませんでした。

以上の 3 回答を集約すれば「治水と利水面で川上ダムが必要」とするものです。6 市町村長の回答が一番詳しく理由を述べていますから、それに添って私たちの見解を述べ、皆さんと一緒に考えていきたいと思います。

6 市町村長の回答を紹介します。（注）は会で挿入

川上ダムは（注 1）上野遊水地とセットで伊賀地域の治水効果を上げるとともに淀川水系における近畿圏住民の生命・財産を洪水から守るという役割果たすものとして進められています。これらの事業は（注 2）すでに社会的合意の上で行われているものであり、また（注 3）自然環境に配慮した整備が進められていると考えております。川上ダムからの利水については（注 4）水道未給水地区や節水を余儀なくされる地域がある現状では必要不可欠なものが、近年の水需要の動向を見据え、私たち 6 市町村は、伊賀水道用水の受水容量を見直しました。

因みに平成 16 年 5 月 8 日に近畿地方整備局から出されております「淀川水系河川整備計画基礎案」では（注 5）岩倉峡上流上野地区の浸水被害を軽減するには、上野遊水地と早期の浸水被害軽減対策として現実的に実行可能な方策として川上ダムが有効としており、川上ダムは下流部の浸水被害を軽減する効果があると確信します。また、（注 6）伊賀地域の水源として重要な役割を果たすものです。

これが回答書の全文です。

伊賀の水と緑を考える会は（注 1～6）に対し次の考えを公表するものです。

(注 1)について、=川上ダム治水効果の幻想が覚めつつある=

2003 年 9 月 20 日付「淀川水系流域委員会への意見書」(浅野隆彦)で明らかにしたように、上野地区既往最大規模の「5313 洪水」は、40 日前の大土石流に対する後片付けが終わっていれば起こらなかつたことや、当時の特別な時代背景が大きく影響したためであつて現在では広範囲な河川整備を含め、2004 年 5 月 5 日付意見書「川上ダムは必要か」／木津川上流治水問題を検討する／(浅野隆彦)に於いて示しているように、上野遊水地の完成を見、堤防高さを含め河道の調査をすると、岩倉峡は、計画高水を越える大きな疎通量を持っていることが明らかになり、遊水地と合わせると(5313 洪水)を 1.8 倍上回る出水に対しても浸水被害が起きないと考えられます。いつまでも昔の映像に拘るのではなく、現在ではどうなのか、事実を直視せねばなりません。

改めて川上ダムの位置を考えてみましょう。伊賀の最南端に位置し、岩倉峡まで流路長さ 19 km もあり、河道勾配は、1000 分の 4 しかありません。元建設省水文学研究会編(1964)で流出計画例 2 として取り上げられている木村俊晃氏の全国経験式を使い「貯留関数の定数 k」を求めてみると、85 を上回ります。これは全ての河川工学関係者がご存知のとおり、川上ダム集水域に非常に大きい降雨流出量があったとしても、岩倉峡までの流出遅れや河道での抵抗が多い為、いわゆる「河道貯留効果」として、ハイドログラフでの流量波形は平坦になってしまっている。

即ち時間当たり流量が少なくなる訳です。このことの為に、浅野隆彦は以前から「川上ダムは治水問題上、付け足りに過ぎない」と述べてきたのです。その上、気象学的な考察を加えれば、島ヶ原観察地点までの集水面積の内、川上ダムは 10 分の 1 の集水面積しか持たず、いろいろな降雨パターン「集中豪雨形、台風形の進路等による差」を考えても全くの役立たずに終わる率が高いのです。直近の合流部付近での洪水抑止くらいしか効果がないのです。更に怖いのは計画高水を越える大規模な洪水になった時のこと、ダムは固定的である為サーチャージ水位を超えるようなことになった場合、ダムの決壊を避けるために下流域がどの様な状態であれ、急激に大放流しなければなりません。このことで起ころのが「ダム水害」と呼ばれ、過剰放流、異常放流、誤作動による問題などがあります。日本でも裁判提訴された事例だけでも 10 を超え、世界中のダムで起こっている問題です。

(注 2)について=河川法の改正は住民意見の反映と自然環境保護が根本趣旨=

川上ダム事業については、すでに社会的合意のうえで行われているものであり・・・・とするのが 6 市町村長の認識であります、実際はどの様な経緯で

あったでしょうか。静岡県の住民が反対した『新豊ダム』に絡んで、地元選出のある国會議員が「騒いで見るだけで、何にもなりやせんよ」と言ったエピソードが代表しているように、「治水・利水」の錦の御旗を掲げた「公共事業」は地方の頭越しに計画され、アメとムチをちらつかせ 30 年 40 年かかっても建設してきたのが、現在 2700 ほどある「ダム事業」でした。6 市町村長はじめ知事、県議の皆さんに次の言葉を噛み締めて戴きたいものです。

{平成 15 年 12 月淀川水系流域委員会 委員長芦田和男

意見書の提出にあたって

人や生物にとってかけがえのない存在である川や湖沼は、ここ数 10 年来人間が排出する大量の汚染物質や流域の開発、治水・利水を中心とした河川整備により大きく傷ついている。琵琶湖・淀川流域においても水質の悪化や生物の消息・生育環境の劣化がおこり、その生態系は深刻な状態に至っている。また、人に安らぎを与える風景は失われつつあり、人と川とのかかわりは希薄になっている。このような状況を改善するため、国土交通省は平成 9 年に河川環境の保全と整備、住民意見を反映した河川整備をめざして河川法の改正をおこなった。(以下省略) 基礎原案に対する意見書}

治水・利水を中心とした河川整備を支持する立場にあった委員長自身、このような認識に立ち至られた程、誰の目にも現状は痛々しい河川環境であることを示しています。だからこそ、その反省に立って「これまでの河川整備の理念を根本的に変革する」必要があります。平成 9 年河川法改正を受け、「新たな河川整備をめざして」淀川水系流域委員会の活動が始まったのであり、以来 3 年有余今日の到達点を、6 市町村長はしっかりと把握するべきです。

法が改めた大きな転換は、「住民の意見の反映」という面です。これまで官公の独走であり、真に民主的な住民の声は聞き入れなかったのであります。

川上ダムに関しても同様な経過があり、「上野遊水地と川上ダムはセット」という説明は、各々の場所での地権者を納得させる為の口実であり、政治的言辞であって、住民の判断ができない状況を創り出してきたのです。河川工学上の説明として成り立たないものであります。本当の意味での「社会的合意」は過去に為されていません。ダム本体の建設地の中に 2ha の未買収地もあり、この 1 点見ても住民合意が為されていないと思います。淀川水系流域委員会の意見書では、「事業中のダムについては、いずれも中止することも選択肢のひとつとし、提言の趣旨を尊重した抜本的な見直しが必要である」としたのは、これらの事業中のダムがすべて環境面・治水面・利水面・社会経済面に於いて問題があり、1 から見直しが必要としたからでしょう。大きな過誤と反省があるからこそ、未来を正す為に、昔の決定を見直すことは当然であり、未来の子どもたちに水と

緑を残そうと、今生きる私たち大人の大きな責任と考えるもので。

(注3)について、=ダム建設は多様性あふれる生態系全体のバランスを崩す=「自然環境に配慮した整備」とは、一体何を指して言っておられるのか具体的に聞きたいものです。こうしたダム建設がすすめられているという認識は、まったく無知か誤認であります。現在河川環境のモニタリングの1部が行われているだけで、これから「河川整備計画」に反映させる為の、下調べの内の1部に過ぎません。「整備がすすめられている」との言辞は、「河川整備計画」が決定され事業として為されているときに使うもので、行政に係る人たちにしては、不用意極まりないと感に堪えない次第です。捕まえたオオサンショウウオを収容所に閉じ込め、増殖を図っているということですが、彼らオオサンショウウオは、繁殖期になると集団で上流へ移動し、特別な場所へ卵を産みつけ、孵化した幼生は、安全を図る為か、水の中から陸にあがり、5年程は河岸近くの林内にて暮らしているらしいと言う事ですが、その自然のあり方を壊し人工的に繁殖させることに問題があると考えます。いずれにしても頂端捕食者のみの保全だけでは、多様性あふれる生態系全体のバランスを崩すことになり「自然環境の保全」に反する結果を生みます。

今なおかつ生態系の詳細な連関関係について学術的研究が不足しており、ましてや川上ダム周辺の地域特性に即した研究は、生息生物の特定とオオサンショウウオの飼育観察が始まったばかりで、ダムという決定的な環境破壊からこの流域全体の生態系をどうして守れるかという根本的な道筋は、まったく見えていないのです。そのような現状ですから、6市町村長他皆さんの認識を正して戴かねばなりません。

(注4)について、=自己水源の保全・充実と水の大切さの認識大事=

浅野隆彦の調査によれば、伊賀6市町村はいずれも、基本的に自己水源の枯渇や設置難による水不足はありません。水道未給水地区の実態は、と言えば青山町のように美味しく豊富な浅井戸向き地下水を個々に汲み上げている住民が多いところ、上野市などの小さな住宅団地で簡易水道未指定の専用水道などが中心です。それらは本質的に6市町村水道事業の「水不足」が原因ではありません。特に節水を余儀なくされる地域というのは、民間デベロッパが開発した住宅団地で、専用水道に於いてコスト削減を図り、不十分な井戸しか掘らなかつた為で、このような団地自治会が『救済』を求めて上野市など冷たいもので、「川上ダムが完成してから、伊賀水道が供給をしてくれる」「早く水道がほしいのなら川上ダム建設促進要求署名を集めよ」と問題をはぐらかしています。

本音は、「開発負担金」にあるのではないか、1戸当たり80万円の加入負担金を納入させるのだから。とか団地開発許可とダム建設を混同している。

旧来、県の指導の下で 6 市町村は申し合わせたように過大な『水需要予測』を示していましたが、伊賀水道は全体の 40% 削減の修正を 2003 年 12 月に発表、しかしこれでもまだまだ過剰な予測で、人口減が進行する将来を直視し、現実的な将来人口把握に加え、単位需給量（三重県企業庁はひとり 400ℓ／日とみている）の見直し、そして今後「水の大切さを住民に訴え、あらゆる方法で節水などの方策をすすめ、水需要の抑制を図る」必要があります。浅野隆彦の試算では、6 市町村全体で「18000 t／日・9 万人」が可能で、行政の効率化を図る上で重要な施策でしょう。

これが実現できれば、既存自己水源での通常取水量の約 3 分の 1 という余裕から伊賀市の誕生で各所自己水源をループし合って、渴水時に補うことも賢明な策となります。

(注 5)について、=非科学的根拠を妄信する行政のトップ＝

(注 1)に記した歴史的・気象学的・河川工学的考察から、岩倉峡上流上野北西部の浸水被害軽減の為には川上ダムは、殆んど何ら寄与するものでないことをここに再言しておきます。

下流部(淀川流域)の浸水被害を軽減する効果があるという基礎案の言い分は、具体的・科学的根拠に欠け、単に川上ダムに於いて 300 t／S 程度の洪水調節を行うから、約 20000 t／S が流れる淀川本川で僅かでも流量が減らせるとの「子どもだまし」のような理屈でしょうか。枚方地点で計画高水 12000 t／S ですから、水深 10m+アルファーで流速 10m／S と仮定して、無理矢理ですが、河道流体断面を長方形に仕立て 300 t／S がどれだけ水位を下げるのか検討しますと 12000 t／S では幅 120m として丁度深さ 10m です。12300 t／S では幅は固定ですから 10.25m として 25 cm 上昇する計算になります。が但しこれは枚方地点で 300 t／S を放り込んだ場合の近似値なのです。实际上、川上ダムから 68 km 以上離れている為、洪水ピーク流量に参入することはあり得ないし、河道貯留効果を考えると何の意味も持たないことが明白な問題であります。ところが 6 市町村長は『確信します』と述べているが、自分達で何ら知覚を得るための努力もせず「国土交通省の非科学的根拠を鵜呑みにし」妄信しているだけであります。このような行政のトップに委託している住民は大きな不幸と言わなくてはなりません。長野の知事を見習ってください。

(注 6)について=伊賀地域の自己水源は宝＝

(注 4)で述べたように、既存の自己水源を活用し、ループし合って用いる方がダム貯水に頼るより渴水の影響が少ないとご忠告申しあげたい。

「都市用水の過剰開発による水環境破壊と渴水」岡山大学森滝健一郎教授の詳細な調査研究論文が参考になります。紹介しておきますので読んでください。

三重県企業庁では、ダムの水価 411 円／t と試算しています。公表を避けていますが現行より 3 倍以上と言うべらぼうに高い価格です。さらに奈良県は利水事業から撤退と表明。西宮市も撤退を睨んで振り替えを検討中、でいずれ撤退の方向です。伊賀用水も 40% 削減となり、ダム建設の目的のひとつが無くなります。そうなると、水の価格が更に高くなる事も予想されます。そこでダムの規模を縮小するなどと誤魔化していますが、水価上昇は避けられないでしょう。

既存自己水源は宝であり、貴重な公共財産です。これを粗末にせず活用すること。将来的にも問題が無いのに、川上ダムにしがみ着く！そんな特別な{利}とは一体何なのでしょう。この面でも地域住民を不幸にするダム建設です。

最後に回答コメントには含まれていない問題として。

ダム近傍、貯水池周辺の地質問題、ひいては「ダム災害」問題が懸念される。

1. ダムより 3 km 半径内に 3 本の「活断層」が存在する。1 本は文献以外に、新たに推定されているものである。それはダム本体より直近 200 m の位置を貯水池内縦断して南へ延びている。
2. 貯水池周辺で予察される湛水後の「地すべり」「岩盤すべり」「風化岩すべり」は、数多く。ダム津波の危険が考えられる。
3. 崩壊が予察される斜面が多く、崖錐堆積地の流動を含め、貯水池の堆砂は 350 t / 年・km<sup>2</sup> の予測をはかるに超え、湛水後の「地すべり」を加えると初年度には 40 万 t 、集中豪雨や地震の影響があると短期に於いて 100 万 t を超えダム運用が困難になる可能性がある。
4. 背砂が大量に堆積する可能性が高い。特に前深瀬川・小河内周辺は、これが原因で水害が起き易いと考えられる。「2004.6.28」の青山・美杉線の地すべり山崩れも水を含んだ為と考えられる。用水路の水漏れと台風が重なった事が原因ではないか。
5. 右岸鞍部を含め、3-4ヶ所の漏水危険箇所が認められる。とくに右岸鞍部は幅広い断層破碎帯が桐ヶ丘団地中央部を貫いており、造成工事により断層ガウジも広範囲に破壊されていることが予見されているので浸水被害のみならず、地盤沈下・住宅倒壊等の被害も心配されるところである。常に湧水が確認されており、6m<sup>3</sup>/h と報告されている。

以上の問題 5 件に関し、「水資源機構」の調査・分析・解析は十分と言えず、調査費・対策費の増加対策を探らず、安全性の確認を「最小限」に止めようとしている。貯水池の斜面は「湛水」という決定的な条件変化を受け、新たな物理的・化学的变化の影響に曝される。

現時点までの調査方針は、この重要な視点が欠落し、「過去の変位履歴」にこだわった検討であり、「初生的変動の発生」を無視した非科学的な態度であることを批判するものである。

また、これらの地質・地形的変動が生態系に与えるダメージについて、十分に検討し、環境影響評価に組み込まなくてはならない。